

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年1月まで

昭和35年に、父か母が夫婦の国民年金の加入手続と一緒に私の加入手続を行い、母が夫婦の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。

私の国民年金手帳には、昭和37年度の保険料を納付したことを示す押印があるが、年金事務所では、昭和37年4月1日に資格喪失し、昭和37年度の保険料は還付されていると説明している。

しかし、資格を喪失する理由は無い上、保険料の還付を受けた記憶も無く、昭和38年度以降の保険料についても、妻が領収書を受け取っていたことを記憶している。

当時の領収書は無く、両親は既に死亡しているが、申立期間の保険料は間違いなく納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の所持する国民年金手帳、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和35年10月1日に申立人の両親と一緒に国民年金の強制加入としての被保険者資格を取得し、昭和37年度の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、当該台帳には、昭和37年4月1日に被保険者資格を喪失していることが記録されているとともに、昭和37年度の保険料について還付処理を行ったことを示す記載が確認できる上、当該名簿においても、昭和44年6月に、被保険者資格を37年4月1日に遡って喪失させる処理を行っているため、申立期間は未加入期間とされ、当該年度の保険料は44年6月30日に還付されていることが確認できる。

しかし、当該還付された昭和37年4月から38年3月までの期間について、厚生年金保険等の加入記録は確認できないため、強制加入期間に相当すると認められるところ、申立人が被保険者資格を喪失し、昭和37年度の国民年金保険料を還付する理由は見当たらないことから、当該期間については、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和38年4月から42年1月までの期間について、申立人の両親の保険料の納付状況をみると、申立人の父親については、A町の国民年金被保険者名簿の検認記録欄により、38年4月から同年9月までは「時効消滅」の押印があり、同年10月から40年3月までの保険料は過年度納付（納付年月日不明）し、昭和40年度の保険料は昭和41年4月27日に一括納付し、同年4月から12月までの保険料は同年11月30日に一括納付していることが確認できるとともに、申立人の母親についても、オンライン記録により、昭和38年度に6か月の未納期間が確認できることから、38年度以降の保険料については、定期的な納付が困難であった状況がうかがえる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿には、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記録は無く、還付処理は納付済であった昭和37年度についてのみ行われたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、申立期間のうち昭和38年度以降の申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、A町役場の国民年金の窓口で納付書と現金で納付し、領収書を受け取っていたとしているが、申立期間当時は国民年金手帳による印紙検認方式での保険料納付であり、当時の保険料納付方法と一致しない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な保険料の納付状況について確認できない。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間及び 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、申立期間前後と同様に妻の保険料と一緒に納付書で毎月又は 3 か月分ずつ納付していた。今まで遅れることなく納付していたはずであるのに、申立期間が未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を遅れることなく納付していたとしているところ、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳では、申立期間前後の期間に過年度納付した記録は無く、申立人夫婦が所持する領収書により納付日が確認できる昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月までの期間について、申立人夫婦の納付日は全て一致しているなど、申立内容に不自然な点は見当たらず、申立期間についても夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

また、申立人は、A社の経理事務を会計事務所に委託しており、毎月領収書を確認してもらっていたので、納め忘れは考えられないとしているところ、同事務所の担当者は、「確かに毎月支払った領収書を確認しており、私が担当していたときは納め忘れも無かったと思う。また、確定申告の際に社会保険料控除として計上するため、国民年金保険料の領収書の確認を行うので、納め忘れがあった場合は必ず気付いて指摘していると思う。」としており、申立人の供述と符合する。

さらに、申立人夫妻は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間及び 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、申立期間前後と同様に夫の保険料と一緒に納付書で毎月又は 3 か月分ずつ納付していた。今まで遅れることなく納付していたはずであるのに、申立期間が未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を遅れることなく納付していたとしているところ、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳では、申立期間前後の期間に過年度納付した記録は無く、申立人夫婦が所持する領収書により納付日が確認できる昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月までの期間について、申立人夫婦の納付日は全て一致しているなど、申立内容に不自然な点は見当たらず、申立期間についても夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

また、申立人は、A社の経理事務を会計事務所に委託しており、毎月領収書を確認してもらっていたので、納め忘れは考えられないとしているところ、同事務所の担当者は、「確かに毎月支払った領収書を確認しており、私が担当していたときは納め忘れも無かったと思う。また、確定申告の際に社会保険料控除として計上するため、国民年金保険料の領収書の確認を行うので、納め忘れがあった場合は必ず気付いて指摘していると思う。」としており、申立人の供述と符合する。

さらに、申立人夫妻は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成16年5月1日、資格喪失日が18年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成16年5月1日から18年6月1日までA社に在籍し、厚生年金保険に加入していたが、会社の担当者が資格喪失日を同年5月31日と誤って届出を行ったため、申立期間の加入記録が無い。

厚生年金保険料は給与から控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成16年5月1日、資格喪失日が18年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、同社から提出された平成18年度出勤簿、2006年分賃金台帳及び平成18年分給与所得の源泉徴収票から、申立人が申立期間に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年5月分（同年6月23日支給）の給与から控除された保険料額から判断すると36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から53年4月まで

私は、20歳の時、A市B区役所から加入勧奨を受け、国民年金に加入していた両親の強い勧めもあり、国民年金及び国民健康保険に加入し、保険料を納付していた。

当時は、アルバイトの収入しか無かったが、時には親から援助を受けて、区役所に納付書を持って行き、国民健康保険料と同様に現金で国民年金保険料を納付していた。

申立期間の加入記録が無く、納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和56年7月中旬に払い出されたものと推測され、この頃、国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立人の国民年金被保険者台帳、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人の資格取得日は昭和56年7月6日であることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳にも初めて被保険者となった日は同日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間及び56年7月6日の資格取得時における住所及び姓に変更は無いことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金保険料を国民健康保険料と一緒にB区役所で納付していたと主張しているものの、申立期間当時、当該区役所は設置されていない上、申立人から国民年金の加入手続及び年金手帳の交付に係る具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1078

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から同年10月まで

私は申立期間当時、学生だったので、母親が国民年金の加入手続を行い、市役所から送られてきた納付書で国民年金保険料を納付してくれていた記憶があるのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者名簿により、平成5年12月頃に払い出されたものと推定され、申立人は、国民年金の被保険者資格を20歳に到達した3年*月*日に遡って取得したものと考えられるところ、当該手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に係るA市の保険料納付記録により、平成3年7月から同年10月まで未納と記載されていることが確認でき、オンライン記録とも一致している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親も、申立期間当時の記憶は曖昧であり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は明確でない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から31年12月1日まで

私は、昭和29年12月末に前の会社を退職後、30年1月からA社に勤務し（同年4月から夜間の短期大学に入学）、32年8月からは同社のB駐在員を命じられ一人で勤務していたのに、厚生年金保険の資格取得日は31年12月1日となっている。

入社後わずか8か月の者が重要なB駐在員に起用されることは考え難く、昭和30年1月から勤務していた実績から起用されたものであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てのとおり、昭和30年4月11日に夜間の短期大学に入学し、32年3月20日に卒業していることがC大学の在籍期間証明書により確認できるとともに、同大学の卒業生名簿により、申立人と同期卒業の3人が申立ての事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

しかしながら、申立ての事業所の当時の役員は、「申立人を含む4人の従業員が同じ夜間の短期大学の学生だったが、これらの者はアルバイトとして採用し、厚生年金保険には加入させていなかった時期がある。」と供述している。

また、昭和31年4月に申立ての事業所に入社したとする別の同僚は、「自分が入社したときには、申立人を含む学生4人は在籍していなかった。」と供述している上、申立ての事業所の上記の役員及び申立人と同じ夜間の短期大学在籍中に申立ての事業所で厚生年金保険の資格を取得している同僚の一人は、「申立人は、夜間の短期大学の同期生のうちの一人と同じ日に入社したはずだ。」と供述しているところ、申立人と同時に入社したとされる同僚

の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ 32 年 12 月 1 日であることが、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認することができる。

さらに、申立人と夜間の短期大学の同期生であった同僚の供述により、自分の入社日を記憶している者の入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日を比較したところ、夜間の短期大学の同期生については、採用後 4 か月前後の未加入期間があり、夜間の短期大学の学生はアルバイトとして採用したとする前述の役員の供述と符合する。

加えて、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない上、申立ての事業所は昭和 43 年 5 月 26 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び同社において社会保険事務を担当していたとみられる従業員は既に死亡しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年9月3日まで
中学校の同級生であったA社の当時の社長と一緒に仕事をしようと誘われ、同社長が設立したB社で、昭和59年4月から下水道処理施設等の技術部門の責任者として勤務した。

私がそれまで勤務していた会社からB社に転職するに当たっては、当時の社長から、厚生年金保険も雇用保険も加入資格が途切れないようにすると言われたのを覚えており、所持している昭和59年度の給与支払報告書により申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できると思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和59年の給与支払報告書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において申立ての事業所に勤務していたことが確認できる。

また、昭和59年の給与支払報告書から確認できる申立ての事業所に係る社会保険料控除額18万939円は、オンライン記録による標準報酬月額に基づく59年9月から同年12月までの厚生年金保険料及び健康保険料の本人負担額を約4万円上回っていることから、保険料の控除開始時期は特定できないものの、申立期間の一部において厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年9月3日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったところ、申立期間当時の役員として、商業登記簿に申立人を含む取締役4人及び監査役1人の計5人が記載されているものの、申立人以外の4人は、申立期間は他の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていること、また、雇用保険の加入記録によると、申立期間当時の申立ての事業所における被保険者数は申立人を含む2人のみであり、被保険者

数が5人以上になったのは、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった59年9月3日であることから、申立ての事業所は、申立期間当時、常勤の従業員が5人に満たず、厚生年金保険の強制適用事業所の要件に該当していなかったと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 1 日から同年 12 月 5 日まで

私は、平成 16 年 1 月頃から 19 年 12 月 5 日まで、A 社に勤務していた。主な仕事は、ホームページのデータ入力、バナー広告の作成等のインターネット関連であったが、同社が経営していたスナックのホステスが大量に退職し、人手が足りないとのことで、19 年 4 月 24 日から同年 9 月末日までは、夜間はホステスとしても勤務した。

しかし、同社における厚生年金保険の記録は、平成 19 年 3 月 1 日に資格を喪失したことになっており、申立期間の記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立ての事業所における退職日を特定できる記録及び取締役、同僚の供述は得られなかったものの、申立ての事業所が経営していたスナックの従業員のタイムカードの記録から、申立人は、少なくとも平成 19 年 9 月 17 日までは申立ての事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立ての事業所は、「保管する申立人に係る健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書から、申立人については、平成 19 年 3 月 1 日付けで資格喪失の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことは間違い無い。」と回答している。

また、申立ての事業所の取締役は、「申立期間に係る賃金台帳は無く、労務管理は死亡した社長が行っていたため、申立期間の厚生年金の保険料控除の実態は不明である。」と回答している上、同取締役は、「申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 19 年 3 月頃まではインターネット関連の仕事を行っていたが、それ以降はその仕事は少なくなり、スナックのホステスがメインであった。スナックの従業員については、アルバイト又はパートで、給料は日給制であり、厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、平成 19 年 3 月 1 日から国民年金及び国民健康保険の被

保険者となっており、国民年金については、同年3月から同年6月までの保険料は4分の3免除を、同年7月の保険料は半額免除を受け、それぞれ必要な保険料を納付し、同年8月から20年2月までは全額免除を受けていることがオンライン記録から確認できる上、国民健康保険についても、納税義務のあった19年8月から20年2月までの保険料を納付していることがB市の回答結果から確認できる。このことは、申立人が平成19年3月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した事実を認識していたことを示すものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「会社が平成19年3月1日付けで全社員の厚生年金保険の加入を止めると言いながら、取締役4人はその後も継続して厚生年金保険に加入していたので、私の厚生年金保険料も控除していたのではないか。」と主張しているが、この主張を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年頃から 56 年頃まで

私は、30 年ぐらい前に 3 年程 A 社で働いていた。その頃一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があると聞いたが、年金事務所では私の加入記録は見当たらないとのことであった。勤務した時の資料は無いが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元事業主の回答及び同僚の証言から、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、元事業主及び当時の事務員の証言等から、申立事業所では、職種や経験年数を考慮し、希望者のみを社会保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる上、申立人が記憶する同僚 4 人全員については、申立事業所における厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人については、当該事業所での雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立期間における申立事業所の被保険者名簿に欠番は無く、このほかに、申立人が申立期間において保険料を事業主より給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、昭和 43 年 12 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得後、申立期間を含み、平成 16 年 2 月まで国民年金保険料を完納しているところ、申立期間においては付加保険料も納付済みとなっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。